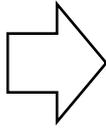


埋蔵文化財手続きフロー図

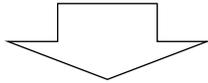
対象地が周知の埋蔵文化財包蔵地か否かを確認する
(長崎県遺跡地図で確認)

該当なし



届出等は不要です(工事可能)

範囲の中に入っている 又は 近隣地である



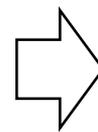
建築・土木工事を計画しているかどうかを確認する
(掘削があるかどうかを確認)
※どのような工事になるかを文化財担当者に説明・協議をしてください

該当なし



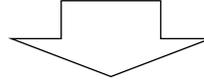
土地等の取引後に建設工事を予定しているか?

予定していない



今後、不動産取引をする場合は「埋蔵文化財がある土地ということ」を説明する必要があります。

予定している



計画している

工事着手の60日前までに文化財保護法第93条第1項による事前の届出が必要になります。(県と市に提出する)
※届出を受けて県が工事をする前に発掘調査が必要かどうかを判断します。(それまで工事はできません)

今後、建築・土木工事を実施する前に左の手続きが必要です

- ※事前の届出で提出する書類(2部)
- ・届出書(様式)
 - ①建築工事:案内図、配置図、平面図、断面図等
 - ②その他工事:案内図、平面図、掘削深度がわかる図面等

事業者が五島市に書類提出



五島市→長崎県へ進達



県が調査の可否を判定し、結果を通知
(県→市→届出事業者)

県の判定



慎重工事

調査は必要ないので慎重に工事を実施し、遺構等発見時には市に連絡してください

工事立会

掘削工事の時に市職員が掘削状況等写真撮影・記録します。

試掘調査

県専門職員が掘削し、遺構の有無を確認します。**遺構が発見された場合は事業者負担で本調査をすることになります。**

五島市地域振興部 文化観光課
文化保存活用班
お問い合わせ先: 0959-72-6369
Mail: kankou@city.goto.lg.jp